

② 道路交通状況

事業予定地周辺における7～19時の12時間自動車交通量（二輪車を除く）、歩行者及び自転車交通量は表4-1-4、図4-1-9及び図4-1-10に示すとおりである。

調査対象区域における自動車交通量は、平日及び休日ともに、矢場町線（No.③）が最も多く、平日で約39,000台/12時間、休日で約32,000台/12時間である。

調査対象区域における歩行者交通量は、平日及び休日ともに、名古屋長久手線（No.②）が最も多く、平日で約14,000人/12時間、休日で約9,000人/12時間である。

調査対象区域における自転車交通量は、平日及び休日ともに、矢場町線（No.③）が最も多く、平日で約4,000台/12時間、休日で約2,600台/12時間である。

出典）「平成22年度 名古屋市一般交通量概況」（名古屋市ホームページ）

表 4-1-4 自動車、歩行者及び自転車交通量

道路種別	No.	路線名	観測地点	12時間交通量		
				自動車 (台)	歩行者 (人)	自転車 (台)
主要県道	①	名古屋津島線	中区丸の内一丁目	26,390 (17,769)	6,687 (1,667)	1,782 (837)
	②	名古屋長久手線	中区栄一丁目	20,393 (16,151)	14,277 (8,971)	3,664 (1,947)
一般市道	③	矢場町線	中区大須二丁目	38,863 (32,470)	1,420 (1,997)	3,970 (2,610)
	④	長畝内田橋線	中区栄一丁目	6,288 (—)	1,731 (—)	888 (—)
	⑤	本町線	中区栄三丁目	10,727 (—)	2,174 (—)	1,621 (—)
都市高速道路	⑥	高速1号	中区大須二丁目	14,648 (12,044)	—	—

注) 12時間交通量のうち、上段は平日、下段()内は休日を示す。



図 4-1-9 自動車断面交通量



図 4-1-10 歩行者及び自転車断面交通量

③ 公共交通機関の利用状況

調査対象区域における平成 22 年度の駅別乗車人員は、表 4-1-5 に示すとおりである。

事業予定地周辺の駅別乗車人員は、地下鉄伏見駅が約 1,400 万人、地下鉄丸の内駅が約 540 万人である。

出典)「平成 23 年版 名古屋市統計年鑑」(名古屋市, 平成 24 年)

表 4-1-5 駅別乗車人員

単位:人/年

地 下 鉄	
伏見駅	丸の内駅
14,433,557	5,444,553

(5) 地域社会等

① 公共施設等

調査対象区域には、図 4-1-11 に示すとおり、小学校が 2 箇所、専修学校が 1 箇所、病院が 1 箇所ある。

また、調査対象区域には、図 4-1-12 に示すとおり、都市計画公園が 3 箇所ある。

出典)「病院名簿(平成 23 年 10 月 1 日現在)」(愛知県ホームページ)
「愛知県の私立学校」(愛知県ホームページ)
「平成 23 年度版 社会福祉施設等名簿」(愛知県, 平成 23 年)
「なごやの健康福祉 2012」(名古屋市ホームページ)
「暮らしの情報」(名古屋市ホームページ)
「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ホームページ)

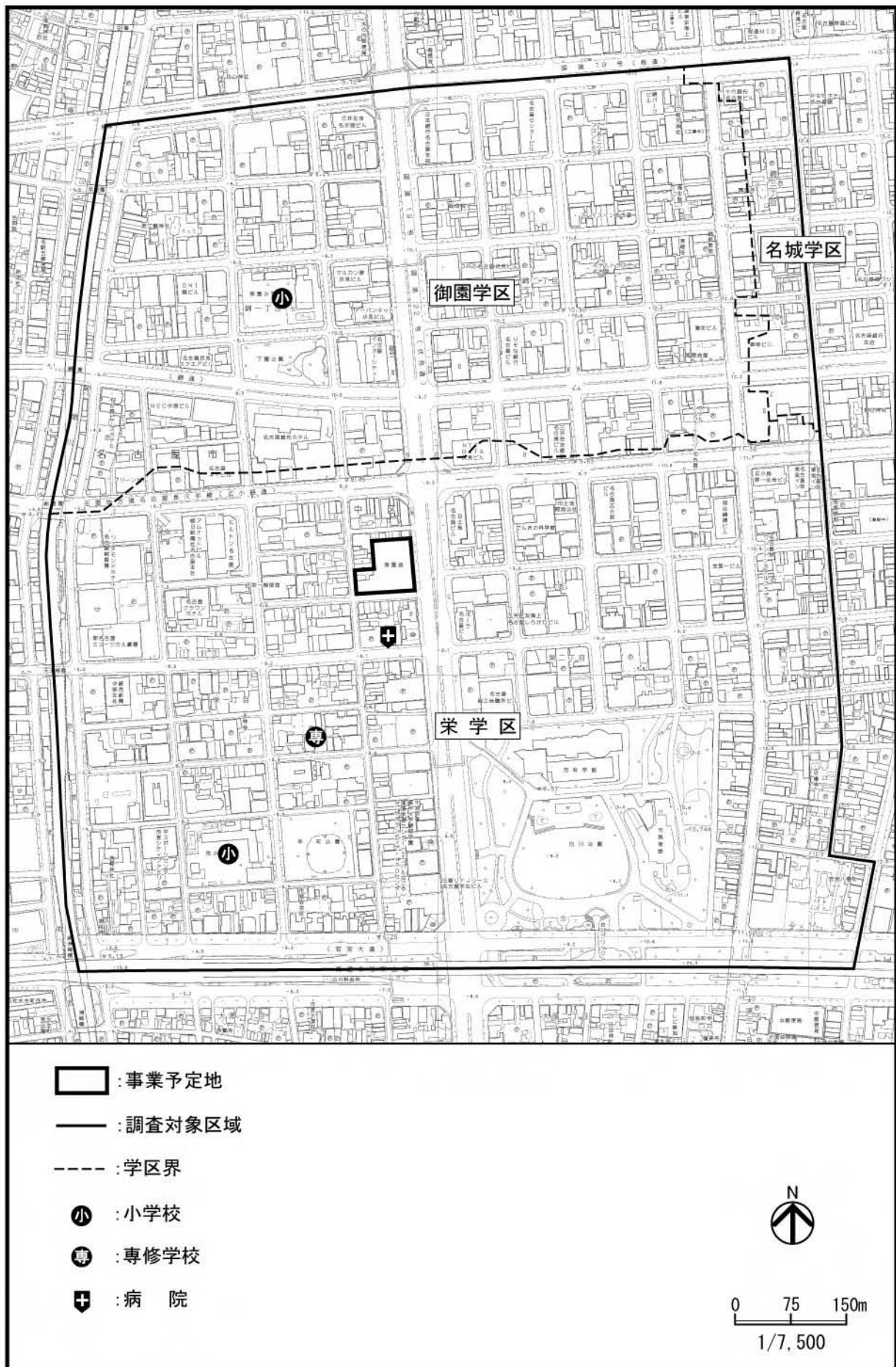


図 4-1-11 公共施設等位置図

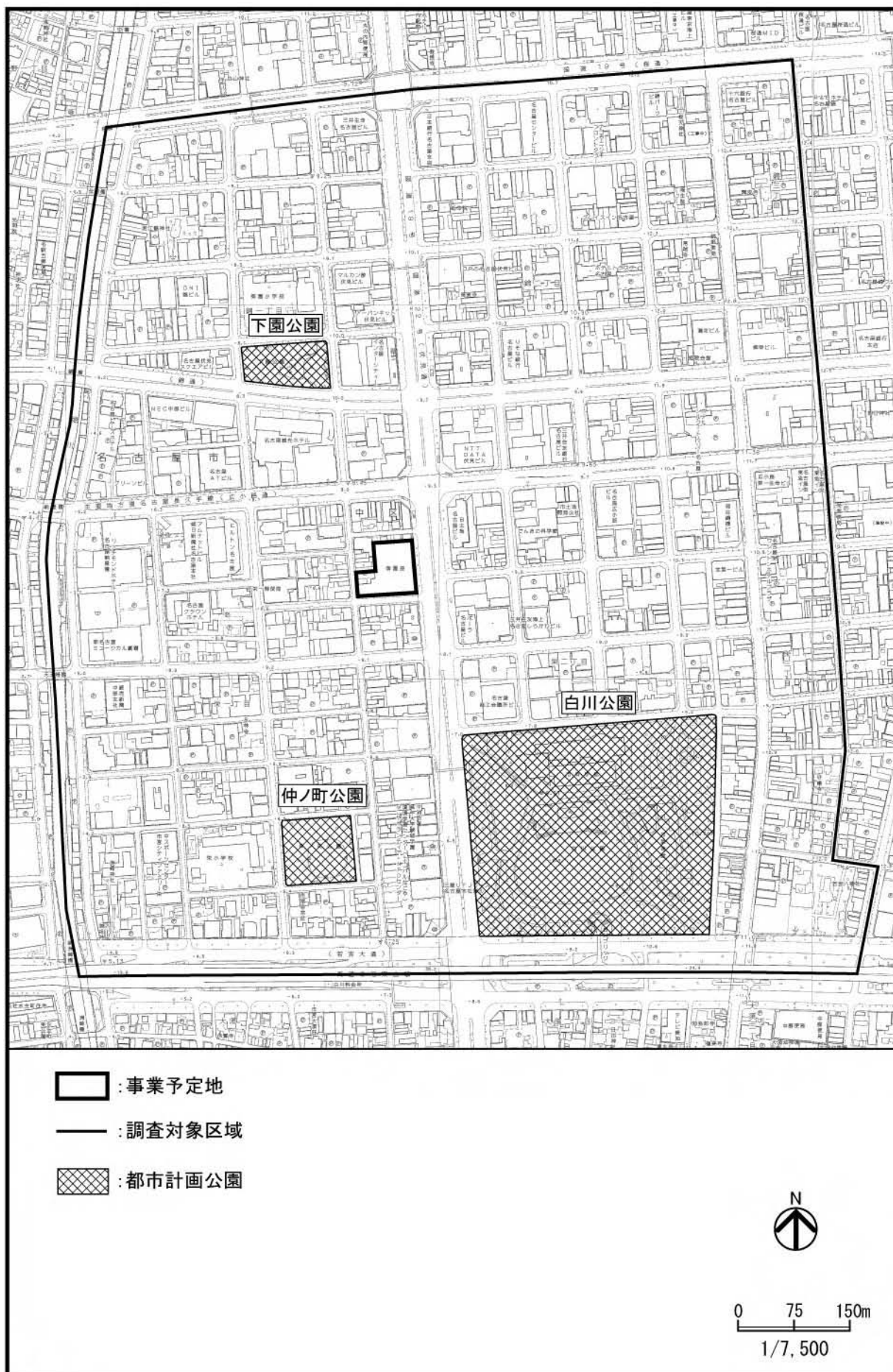


図 4-1-12 都市計画公園位置図

② 文化財等

調査対象区域には、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）により規定された国登録文化財として、旧加藤商会ビルの 1 件がある。

出典）「指定文化財等目録一覧」（名古屋市ホームページ）

③ 下水道等

名古屋市における上水道の給水普及率は 100.0%（平成 23 年 3 月 31 日現在）、公共下水道の人口普及率^{注）}は 98.8%（平成 23 年 3 月 31 日現在）となっている。

調査対象区域の下水道については、全域で整備されている。

出典）「平成 23 年版 名古屋市統計年鑑」（名古屋市，平成 24 年）

④ 廃棄物等

名古屋市における平成 22 年度のごみ収集搬入量は 622,029 トンで、前年度と比べ約 1.7%減少している。

平成 22 年度に名古屋市が収集したごみ及び資源収集量は、表 4-1-6 に示すとおりである。

中区における収集量の構成は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源収集については、名古屋市とはほぼ同じ傾向を示しているが、環境美化収集（町美運動により集められたごみ等の収集）の割合は名古屋市よりも高くなっている。

出典）「事業概要（平成 23 年度資料編）」（名古屋市ホームページ）

表 4-1-6 ごみ及び資源収集量（平成 22 年度）

単位:トン						
区 分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	環境美化収集	資源収集	合 計
名古屋市	368,225 (73.3%)	44,697 (8.9%)	7,728 (1.5%)	1,689 (0.3%)	79,882 (15.9%)	502,221 (100.0%)
中 区	14,675 (73.4%)	1,705 (8.5%)	262 (1.3%)	316 (1.6%)	3,025 (15.1%)	19,983 (100.0%)

注) ()内の数値は、収集量の合計に対する各区分の収集割合を示す。

注) (人口普及率) = (処理区域内人口) ÷ (行政区域内人口) × 100

(6) 関係法令の指定・規制等

① 公害関係法令

ア 環境基準等

(7) 大気汚染（資料－1〔資料編 p. 資-1, 2〕参照）

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき、大気汚染に係る環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）に基づき、大気汚染に係る環境目標値が定められている。

(イ) 騒音（資料－2〔資料編 p. 資-3〕参照）

「環境基本法」に基づき、騒音に係る環境基準が定められている。

(ウ) 水質汚濁（資料－3〔資料編 p. 資-4～10〕参照）

「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」に基づき、水質汚濁に係る環境目標値が定められている。

(エ) 土壌汚染（資料－4〔資料編 p. 資-11〕参照）

「環境基本法」に基づき、土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

(オ) ダイオキシン類（資料－5〔資料編 p. 資-12〕参照）

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づき、ダイオキシン類に係る環境基準が定められている。

イ 規制基準等

(7) 大気質

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）及び「愛知県生活環境保全条例」により、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙の排出許容限度を定めた排出基準、粉じんなどを発生する施設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作業についての基準、一定規模以上の工場・事業場に硫黄酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。

また、「名古屋市環境保全条例」により、一定規模以上の工場・事業場を対象に、窒素酸化物についての総量規制基準が定められている。

(イ) 騒音（資料－6〔資料編 p. 資-13～16〕参照）

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 17 条第 1 項に基づき、自動車騒音の限度が定められている。

(ウ) 振 動（資料－ 7〔資料編 p. 資-17～19〕 参照）

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 16 条第 1 項に基づき、道路交通振動の限度が定められている。

(エ) 悪 臭

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づき、悪臭物質についての規制基準の設定及び規制地域の指定がされている。名古屋市では、法に基づき、市の全域を規制地域に指定するとともに、敷地境界線上においてアンモニア、メチルメルカプタン等の 22 物質の濃度規制基準を定めている。

さらに、アンモニアを始めとする 13 物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタンを始め 4 物質については排出水の敷地外における規制を行っている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、人間の嗅覚により悪臭の強さを判定する方法(官能試験法)を導入した「悪臭対策指導指針」（平成 15 年名古屋市告示第 412 号）を定めている。

(オ) 水 質

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）に基づき特定事業場からの排水水について全国一律の排水基準が定められているほか、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年愛知県条例第 4 号）で、一部の項目について全国一律基準より厳しい上乗せ排水基準を定めている。

さらに、伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場（指定地域内事業場）から排出される化学的酸素要求量（COD）、窒素及び燐について、総量規制基準が定められている。

(カ) 地 盤（資料－ 8〔資料編 p. 資-20〕 参照）

「名古屋市環境保全条例」に基づき、市の全域を地下水の採取を規制する必要がある「揚水規制区域」として指定するとともに、当該区域における揚水設備による地下水の採取には許可制を採用している。

なお、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）に基づく地下水揚水規制は、名古屋市港区及び南区の一部の地域であり、調査対象区域がある中区には、同法に基づく規制はなされていない。

(キ) 土 壤

「土壤汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）において、「水質汚濁防止法」に基づく有害物質使用特定施設の使用の廃止時、または土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるときは、同法に基づく土壤汚染調査が必要となる。

また、大規模な土地（3,000 ㎡以上）の改変時には、「土壤汚染対策法」に基づき、この旨を名古屋市長に届け出るとともに、「名古屋市環境保全条例」に基づき、当該土地における過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。

なお、事業予定地は、「土壤汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定されていない。

(ク) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、同法における特定施設からの排出ガス及び排水中のダイオキシン類について、排出基準が定められている。

(ケ) 景 観

名古屋市は、平成 16 年 6 月に制定された「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）に基づき、良好な景観形成の基準を示す「名古屋市景観計画」を平成 21 年 12 月に策定している。同計画により、名古屋市内全域は、建築行為等（景観計画で対象としているものに限る）を行う場合には「景観法」に基づく届出が必要となるとともに、景観上重要な建造物（景観重要建造物）等の指定などの「景観法」に基づいた各種制度を活用することができる区域（景観計画区域）に指定されている。

(コ) 日 照（資料－9〔資料編 p. 資-21～23〕参照）

事業予定地北側の用途地域は商業地域であり、「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」（昭和 52 年名古屋市条例第 58 号）による日影の規制地域には該当しない。

なお、本事業において建築する建築物は、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」（平成 11 年名古屋市条例第 40 号）における「中高層建築物」に該当するため、同条例に定める教育施設に対して、日影となる部分を生じさせる場合には、施設設置者との協議が必要となる。

(カ) 緑 化（資料－10〔資料編 p. 資-24, 25〕参照）

「緑のまちづくり条例」（平成 17 年名古屋市条例第 39 号）に基づき、商業地域については、敷地面積 500 ㎡以上の施設の新築または増築において、対象となる敷地面積の 10 分の 1 以上を緑化する必要がある。

(シ) 地球温暖化

ア) 建築物環境配慮指針

「建築物環境配慮指針」（平成 15 年名古屋市告示 557 号）に基づき、建築主は建築物を建築するにあたり、地球温暖化その他の環境への負荷のための措置を講ずるよう努めなければならない。また、建築物環境配慮制度（CASBEE 名古屋）により、床面積 2,000 ㎡を超える建築物の建築主に対し、環境配慮の措置を記載した環境計画書の届出が義務付けられている。

イ) 地球温暖化対策指針

「地球温暖化対策指針」（平成24年名古屋市告示第184号）に基づき、地球温暖化対策事業者（燃料並びに熱及び電気の量を合算した年度使用量が800kℓ 以上（原油換算）に該当する工場・事業場）は、「事業者の概要」、「温室効果ガスの排出の抑制に係る目標」等を記載した「地球温暖化対策計画書」、及び「温室効果ガスの排出の状況」、「温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施の状況」等を記載した「地球温暖化対策実施状況書」を作成し、市長に届け出なければならない。

② 廃棄物関係法令

ア 事業系廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）により、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、事業者の責任において適正に処理することが義務付けられている。また、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」（平成 4 年名古屋市条例第 46 号）により、事業者は事業系廃棄物の再利用を図ることにより、減量化に努めることが義務付けられている。

イ 建設廃材等

建設工事及び解体工事に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設廃棄物処理マニュアルー建設廃棄物処理ガイドライン改訂版ー」（財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター，平成 13 年）により、事業者の責任において適正に処理するとともに、運搬車両ごとにmanifestoを発行することが義務付けられている。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）により、事業者は再生資源を利用するよう努めるとともに、建設工事に係る建設資材廃棄物を再生資源として利用することを促進するよう努めることが義務付けられている。

なお、事業予定地は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく廃棄物が地下にある土地の指定区域に指定されていない。

③ 自然環境関係法令

ア 自然公園地域の指定状況

調査対象区域には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）及び「愛知県立自然公園条例」（昭和 43 年愛知県条例第 7 号）に基づく自然公園地域の指定はない。

イ 自然環境保全地域の指定状況

調査対象区域には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）及び「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）に基づく自然環境保全地域の指定はない。

ウ 緑地保全地域の指定状況

調査対象区域には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく緑地保全地域の指定はない。

エ 鳥獣保護区等の指定状況

調査対象区域は、全域が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく特定猟具使用禁止区域になっている。

④ 防災関係法令

ア 砂防指定地の指定状況

調査対象区域には、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地の指定はない。

イ 地すべり防止区域の指定状況

調査対象区域には、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域の指定はない。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

調査対象区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

エ 災害危険区域の指定状況

調査対象区域には、「建築基準法」に基づく災害危険区域の指定はない。

オ 防火地域及び準防火地域の指定状況

調査対象区域は、図 4-1-13 に示すとおり、全域が「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく防火地域に指定されている。

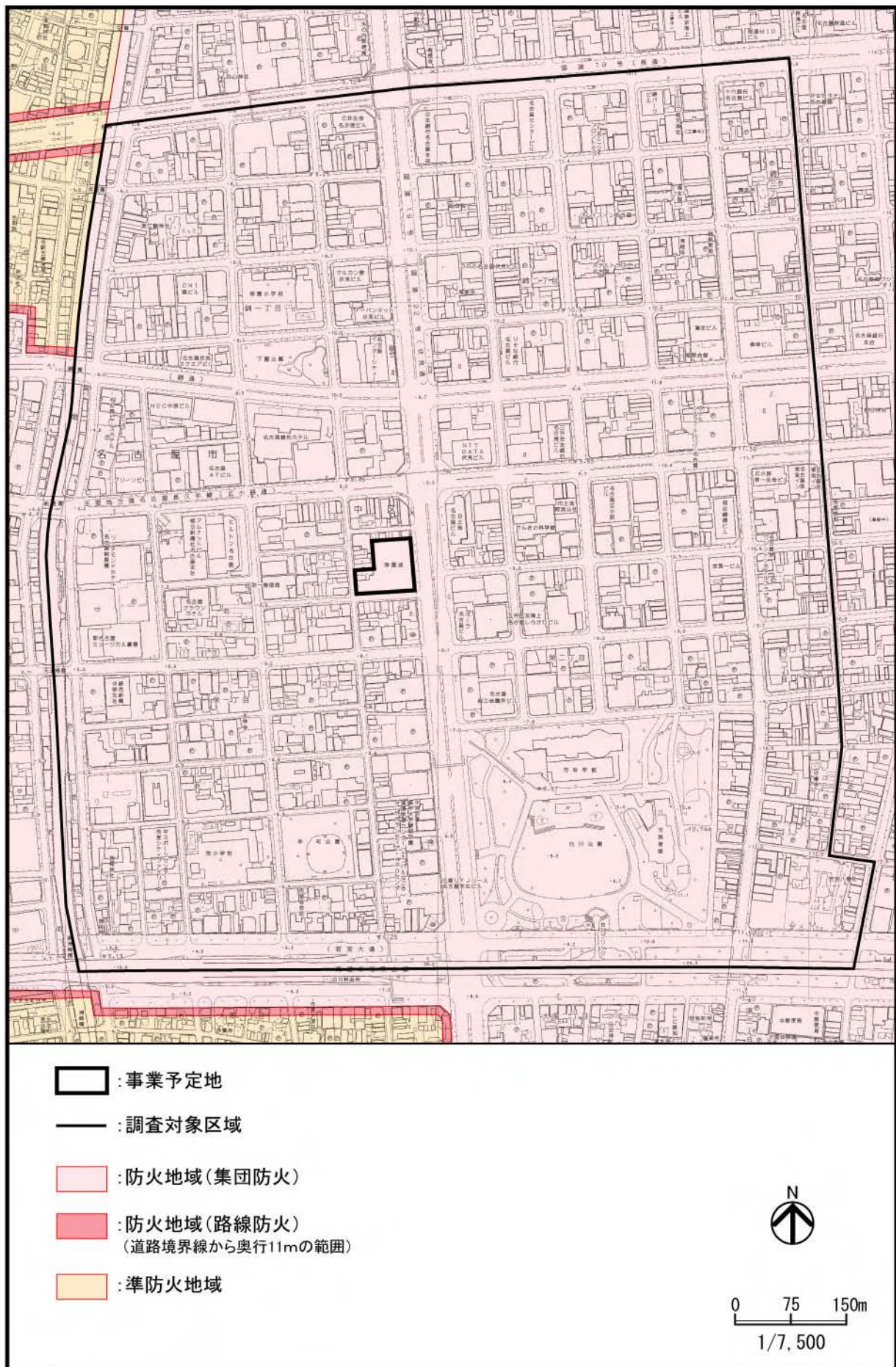


図 4-1-13 防火地域及び準防火地域指定状況図

(7) 環境保全に関する計画等

① 愛知地域公害防止計画

愛知県は、「環境基本法」に基づき、「愛知地域公害防止計画」を平成 23 年度に策定している。策定地域は、名古屋市をはじめ 7 市が含まれている。なお、計画の実施期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間となっている。

② 愛知県環境基本計画

愛知県は、「愛知県環境基本条例」（平成 7 年条例第 1 号）に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する「愛知県環境基本計画」を平成 9 年 8 月に策定している。本計画は、その後の社会情勢の変化や環境の状況に的確に対応し、持続可能な社会の形成を着実に推進するために、平成 14 年 9 月に第 2 次として、平成 20 年 3 月に第 3 次として改訂されている。

③ 名古屋市環境基本計画

名古屋市は、「名古屋市環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「名古屋市環境基本計画」を平成 11 年 8 月に、「第 2 次名古屋市環境基本計画」を平成 18 年 7 月に策定している。本計画は、その後の新たな環境汚染物質への対応、ごみ減量への取組の推進、COP10 の開催、地球温暖化の防止、2050 年を見据えた水の環復活、低炭素都市、生物多様性の 3 つの戦略の策定など、名古屋市の環境行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて、「第 3 次名古屋市環境基本計画」を平成 23 年 12 月に策定している。「第 3 次名古屋市環境基本計画」の施策は、表 4-1-7 に示すとおりである。なお、計画の期間は平成 32 年度（2020 年度）である。

表4-1-7 第3次名古屋環境基本計画の施策

2020年目標	取組方針	施策の方向
風土を活かし、ともに創る環境首都なごや	参加・協働を促進します	・環境情報の共有化 ・環境教育・環境学習の推進 ・環境保全活動の促進
	環境と経済・社会の好循環を推進します	・環境産業の育成、環境分野の技術開発の推進 ・環境に配慮した事業活動の推進 ・環境に配慮した消費行動の推進
	広域連携を推進します	・伊勢湾流域圏内の連携・交流促進 ・国内外の自治体との連携推進
	健康で安全な生活環境を確保します	・大気環境の保全 ・水環境の保全 ・騒音・振動対策の推進 ・地盤環境の保全 ・公害による健康被害の救済・予防
	有害化学物質等の環境リスクを低減します	・有害化学物質等による環境リスクの低減と情報の共有
	ごみ減量・リサイクルを推進します	・発生抑制・再使用の推進 ・分別・リサイクルの推進 ・産業廃棄物対策の推進
	ごみを安全・適正に処理します	・埋立量の削減
	土・水・緑の保全と創出を推進します	・緑の保全と創出 ・自然のネットワーク化と生物多様性の向上 ・歴史的・文化的環境を保存、活用したまちづくり
	健全な水循環の保全と再生を推進します	・保水機能の保全と向上 ・水資源の有効利用
	低炭素な生活を促進します	・自然エネルギー等の有効利用の促進 ・低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルの促進 ・省エネ住宅・建築物の導入促進
	低炭素なまちづくりを推進します	・環境にやさしい交通体系の創出 ・駅そば生活圏の形成 ・ヒートアイランド対策の推進

④ 水の環復活 2050 なごや戦略

名古屋市は、平成 19 年 2 月に水循環に関する構想「なごや水の環（わ）復活プラン」を策定している。その後、平成 21 年 3 月にプランの理念「豊かな水の環がささえる『環境首都なごや』の実現」を継承しつつ、2050 年を目途として、実現したい名古屋の姿と実現にむけての取り組みや 2012 年までに行うことをまとめ、「水の環復活 2050 なごや戦略」として改定している。この戦略では、水の環復活に取り組む基本方針として「①水循環の観点からまちづくりに「横糸」を通すこと、②2050 年をターゲットとする「見通し」を持つこと、③順応的管理を行うこと、④地域間連携を積極的に行うこと」を掲げている。

⑤ 低炭素都市 2050 なごや戦略

名古屋市は、低炭素で快適な都市なごやを目指して、「低炭素都市 2050 なごや戦略」を平成 21 年 11 月に策定している。この戦略では、名古屋の自然や風土を生かしたまちづくりを進め、地球温暖化防止に向けた温室効果ガス排出削減の挑戦目標として、2050 年までの長期目標として 8 割削減、2020 年までの中期目標で 25%削減を提示している。

⑥ 生物多様性 2050 なごや戦略

名古屋市は、生き物と共生する持続可能な都市なごやを実現するために、「生物多様性 2050 なごや戦略」を平成 22 年 3 月に策定している。この戦略では、「身近な自然の保全・再生」と「生活スタイルの転換」の二つの観点から、市民とともに、「多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市なごや」を、「戦略 1 自然に支えられた健康なまちを創ります」、「戦略 2 環境負荷の少ない暮らし・ビジネスを創ります」、「戦略 3 自然とともに生きる文化を創ります」、「戦略 4 まもり・育て・活かすしくみをつくります」の 4 つの戦略で目指している。

⑦ 低炭素都市なごや戦略実行計画

名古屋市は、平成 21 年に策定した「低炭素都市 2050 なごや戦略」の実行計画として、戦略で提案した 2050 年の望ましい将来像「低炭素で快適な都市なごや」を実現する上での最初の 10 年間（中間目標）の手順をまとめた「低炭素都市なごや戦略実行計画」を平成 23 年 12 月に策定している。

⑧ ごみ減量化・再資源化行動計画

名古屋市では、平成 6 年 6 月に「ごみ減量化・再資源化行動計画」を策定し、その総合的な推進を図っている。また、平成 12 年 8 月からは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年法律第 112 号）に基づき、紙製及びプラスチック製の容器と包装の資源収集を開始している。

一方、平成 20 年 5 月には、21 世紀の「循環型社会」へと結びつけていくための「名古屋市第 4 次一般廃棄物処理基本計画」を策定している。

4-2 自然的状況

(1) 地形・地質等の状況

① 地形・地質

ア 地 形

調査対象区域及びその周辺の地形は、図 4-2-1 に示すとおり、台地・段丘、低地、その他（河川、人工改変地等）の地形に区分される。

調査対象区域の大部分は、台地・段丘に分類されており、西側の一部は低地に、南側の一部はその他に分類されている。

出典)「愛知県土地分類基本調査 津島・名古屋北部」(愛知県, 昭和 61 年)
「愛知県土地分類基本調査 桑名・名古屋南部」(愛知県, 昭和 60 年)

イ 地 質

調査対象区域及びその周辺の表層地質は、図 4-2-2 に示すとおり、現河床堆積物、自然堤防堆積物、熱田層、低位・中位段丘堆積物の地質に区分される。

調査対象区域の大部分は熱田層であり、西側の一部は現河床堆積物である。

出典)「愛知県土地分類基本調査 津島・名古屋北部」(愛知県, 昭和 61 年)
「愛知県土地分類基本調査 桑名・名古屋南部」(愛知県, 昭和 60 年)

② 地 盤

調査対象区域には、国土地理院の水準点が 1 箇所、名古屋市の水準点が 3 箇所及び名古屋港管理組合の水準点が 1 箇所ある。

平成 22 年度の測量結果では、沈下している地点はない。

出典)「平成 22 年度 濃尾平野地域 地盤沈下等量線図」(東海三県地盤沈下調査会, 平成 23 年)

③ 土壌汚染

事業予定地の地歴について、御園座は明治 30 年に開場した。昭和 20 年及び昭和 36 年の二度にわたる劇場焼失を経て、昭和 38 年に現在の御園座会館が竣工した。

また、事業予定地の現況施設には、PCB が入っている高圧コンデンサが存在するが、適切に管理しており、過去に PCB の漏洩等の事故は発生していない。

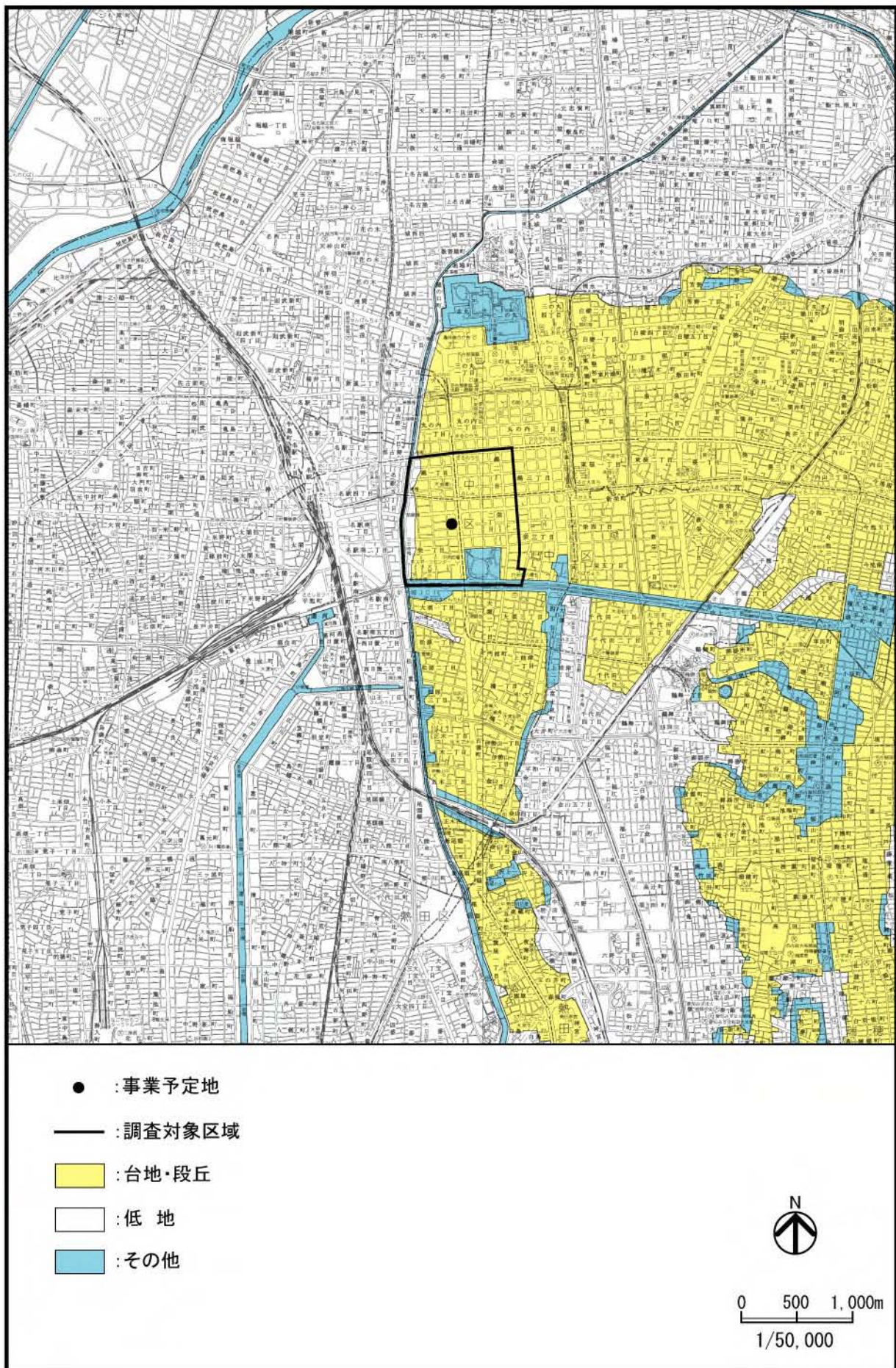


図 4-2-1 地形図

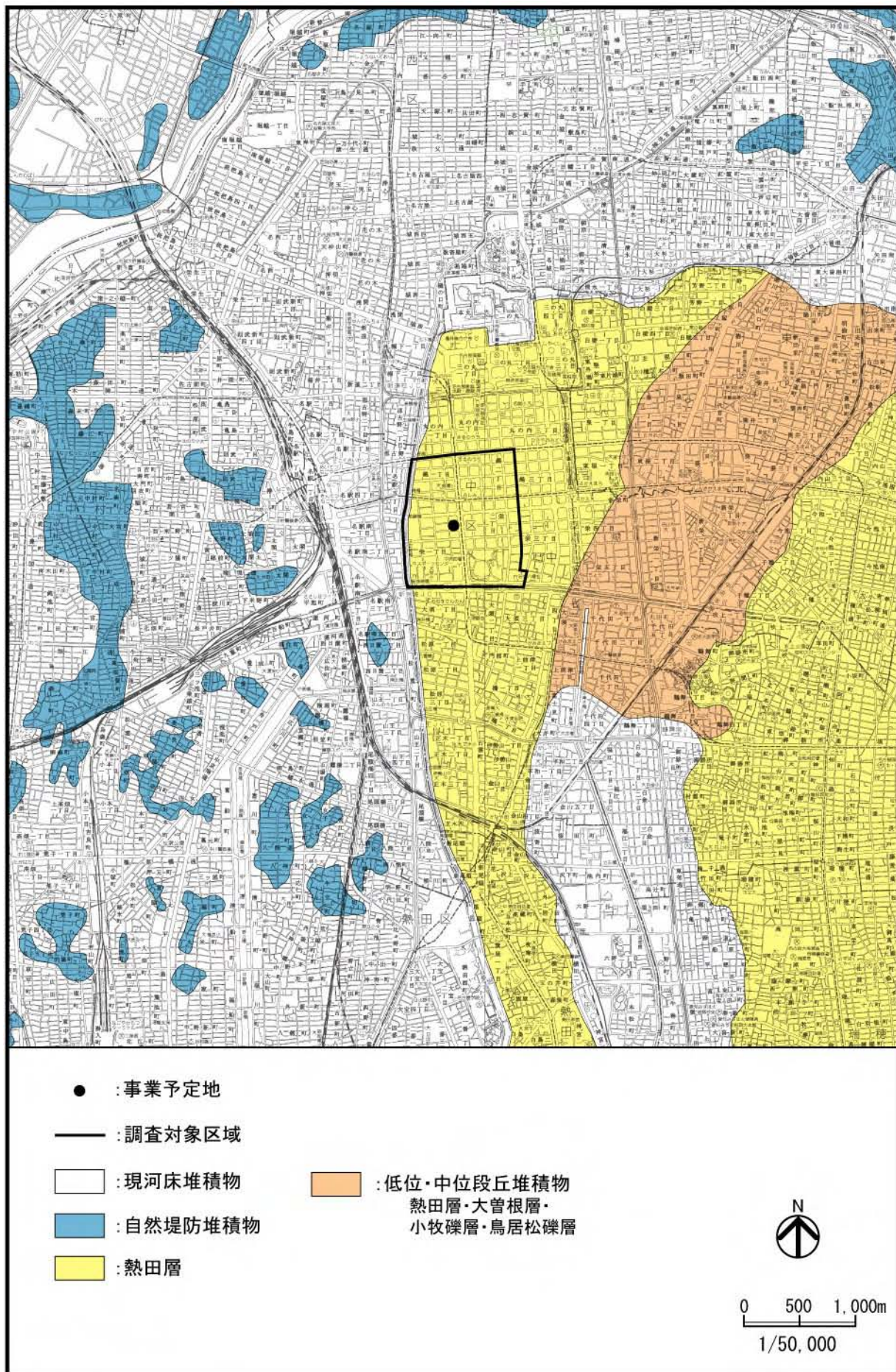


図 4-2-2 表層地質図

(2) 水環境の状況

① 水 象

調査対象区域は堀川流域内にあり、調査対象区域西側には堀川が流れている。

出典)「名古屋市河川図」(名古屋市, 平成 13 年)

② 水 質

平成 23 年度に実施された堀川 3 地点(猿投橋・小塩橋・港新橋)における pH、D0 及び BOD の調査結果によると、pH は 3 地点とも環境基準及び環境目標値に適合している。D0 は猿投橋が環境基準及び環境目標値に、小塩橋が環境基準に適合している。BOD は猿投橋が環境基準に、小塩橋が環境基準及び環境目標値に適合している。

なお、調査対象区域には水質の測定地点はない。

出典)「平成 23 年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ホームページ)

③ 底 質

平成 23 年度に実施された堀川(港新橋)における総水銀及び PCB の調査結果によると、両項目とも暫定除去基準の値を下回っている。

なお、調査対象区域には底質の測定地点はない。

出典)「平成 23 年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ホームページ)

④ 地下水

平成 19～23 年度に実施された中区における地下水調査結果によると、表 4-2-1 に示すとおり、過去 5 年間全ての地点で地下水の水質に係る環境基準に適合している。

なお、調査対象区域では、平成 20 年度及び平成 21 年度に中区錦三丁目、平成 23 年度に中区栄三丁目で調査が行われている。

出典)「平成 19～23 年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ホームページ)

表 4-2-1 地下水調査結果における環境基準適合状況(中区)

年 度	H19	H20	H21	H22	H23
調査地点数	9	3	11	1	3
環境基準 不適合地点数	0	0	0	0	0

(3) 大気環境の状況

① 気 象

名古屋地方気象台における過去 5 年間（平成 18～22 年度）の年間平均気温は 16.4℃、年平均降水量は 1,564mm である。

また、名古屋地方気象台及び調査対象区域周辺の大気汚染常時監視測定局である中村保健所及びテレビ塔における過去 5 年間（平成 18～22 年度）の風向・風速の測定結果は、表 4-2-2 に示すとおりである。年間の最多風向は、名古屋地方気象台が北北西、中村保健所が北西、テレビ塔が北（75m）及び北北西（139m）となっており、各測定局とも夏季を除き北西系の風が多くなっている。年間の平均風速は、名古屋地方気象台が 2.9m/s、中村保健所が 2.2m/s、テレビ塔が 2.2m/s（75m）及び 3.8m/s（139m）となっており、冬季から春季にかけて強くなる傾向を示している。

出典）「平成 18～22 年度 大気環境調査報告書」（名古屋市，平成 19～23 年）

表 4-2-2 気象測定結果（月別最多風向及び平均風速（平成 18～22 年度））

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
名古屋地方 気 象 台	最多風向	NW	NNW	SSE	SSE	SSE	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW
	平均風速	3.4	3.2	2.6	2.6	2.6	2.7	2.5	2.6	2.8	3.0	3.3	3.6	2.9
大気汚染 常時監視 測定局	中村保健所	最多風向	NW	NW WNW	SE	SE	SSE	NW	NW	NW	NW	NW	NW	NW
		平均風速	2.7	2.5	1.9	1.9	1.8	1.9	1.8	2.0	2.2	2.3	2.6	2.2
	テレビ塔 (75m)	最多風向	N	N	N NNE	NW	SSW	NNE	NNE	NNE	N	NNE NW	N	N
		平均風速	2.5	2.1	1.6	1.6	1.6	1.8	2.1	2.3	2.4	2.6	2.7	2.2
	テレビ塔 (139m)	最多風向	NNW	NNW	SSE NNW	SSE NNW	SE	NNW	N	NNW	NNW	N NNW	NNW	NNW
		平均風速	4.5	4.1	3.1	3.2	3.2	3.3	3.1	3.4	3.8	4.2	4.6	3.8

② 大気質

調査対象区域に大気汚染常時監視測定局は存在しない。最寄りには、一般環境大気測定局（以下、「一般局」という。）である中村保健所、自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という。）であるテレビ塔がある。

これらの測定局の位置は、図 4-2-3 に示すとおりである。

出典）「平成 23 年度 大気汚染常時監視結果」（名古屋市ホームページ）
「平成 23 年度 ダイオキシン類調査結果について」（名古屋市ホームページ）



ア 二酸化硫黄

二酸化硫黄の平成 23 年度における測定結果は、表 4-2-3 に示すとおりであり、環境基準を達成している。

表 4-2-3 二酸化硫黄測定結果

測定局	測定年度	年平均値	環境基準との対比				1時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	環境基準の 達 成 状 況 ○:達 成 ×:非達成
			1時間値が0.1ppm を超えた時間数と その割合		日平均値が0.04ppm を超えた日数とその 割合				
		(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	
テレビ塔	平成23年度	0.002	0	0.0	0	0.0	0.019	0.005	○

注)1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。」である。

2:評価方法は、「1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.04ppm以下に維持されること。ただし、

1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。」である。

イ 一酸化炭素

一酸化炭素は、市内 2 局（一般局 1 局（千種区）及び自排局 1 局（南区））で測定が行われている。平成 23 年度における測定結果では、全測定局で環境基準を達成している。

ウ 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の平成 23 年度における測定結果は、表 4-2-4 に示すとおりである。中村保健所は環境基準を達成しているが、テレビ塔は環境基準を達成していない。

表 4-2-4 浮遊粒子状物質測定結果

測定局	測定年度	年平均値	環境基準との対比				1時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	環境基準の 達成状況 ○:達成 ×:非達成
			1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数とその割合				
		(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	
中村保健所	平成23年度	0.020	0	0.0	0	0.0	0.131	0.053	○
テレビ塔		0.020	0	0.0	2	0.7	0.192	0.050	×

注)1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。」である。

2:評価方法は、「1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m³以下に維持されること。ただし、

1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。」である。

エ 光化学オキシダント

光化学オキシダントの平成 23 年度における測定結果は、表 4-2-5 に示すとおりであり、環境基準を達成していない。

なお、市内全測定局において、光化学オキシダントは環境基準を達成していない。

表 4-2-5 光化学オキシダント測定結果

測定局	測定年度	昼 間 の 1時間値の 年 平 均 値 (ppm)	環境基準との対比		昼 間 の 1時間値 の最高値 (ppm)	環境基準の 達 成 状 況 ○:達 成 ×:非達成
			昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 時間数とその割合 (時間)	(%)		
中村保健所	平成23年度	0.027	210	3.9	0.106	×
テレビ塔		0.026	138	3.0	0.100	×

注)1:環境基準は、「1時間値0.06ppm以下であること。」である。

2:評価方法は、「年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下に維持されること、ただし5時～20時の昼間時間帯について評価する。」である。

オ 二酸化窒素

二酸化窒素の平成 23 年度における測定結果は、表 4-2-6 に示すとおりである。いずれの測定局も環境基準を達成している。

表 4-2-6 二酸化窒素測定結果

測定局	測定年度	年平均値 (ppm)	環境基準との対比		1時間値 の最高値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)	環境基準の 達 成 状 況 ○:達 成 ×:非達成
			日平均値が 0.06ppm を超えた 日数とその割合 (日)	(%)			
中村保健所	平成23年度	0.017	0	0.0	0.058	0.034	○
テレビ塔		0.019	0	0.0	0.076	0.037	○

注)1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。」である。

2:評価方法は、「年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下に維持されること。」である。

カ ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの市内 5 地点（中川区・港区・南区（2 地点）・北区）における平成 23 年度の年平均値は、ベンゼンが $1.3 \sim 1.8 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、トリクロロエチレンが $0.67 \sim 2.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、テトラクロロエチレンが $0.14 \sim 1.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ジクロロメタンが $2.0 \sim 4.3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、いずれの測定地点も環境基準を達成している。

なお、調査対象区域には、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの測定地点はない。

キ ダイオキシン類

ダイオキシン類の市内 4 地点（北区・瑞穂区・港区・守山区）における平成 23 年度の年平均値は 0.022～0.033 pg-TEQ/m³ であり、いずれの測定地点も環境基準を達成している。

なお、調査対象区域には、ダイオキシン類の測定地点はない。

ク 微小粒子状物質

微小粒子状物質の市内 2 地点（中川区・南区）における平成 23 年度の年平均値は、17.2～18.0 μg/m³ であり、いずれの測定地点も環境基準を達成していない。

なお、調査対象区域には、微小粒子状物質の測定地点はない。

③ 騒 音

ア 環境騒音

調査対象区域における平成 21 年度の調査結果は、表 4-2-7 に示すとおりである。等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）は、中区栄二丁目では昼間 65dB、夜間 62dB であり、昼間及び夜間ともに環境基準を達成していない。中区錦二丁目では昼間 59dB、夜間 57dB であり、昼間については環境基準を達成しているが、夜間については達成していない。

また、市内における環境騒音の主な寄与音源は、図 4-2-4 に示すとおりであり、自動車騒音が 62.7%と最も多く、次いで工場騒音の 8.6%、建設騒音の 4.9%の順となっている。

出典)「名古屋市の騒音 環境騒音編（平成 21 年度）」（名古屋市ホームページ）

表 4-2-7 環境騒音調査結果

単位: dB

調査地点	用途地域	等価騒音レベル		環境基準	
		昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
中区栄二丁目	商業地域	65	62	60以下	50以下
中区錦二丁目		59	57		

注)昼間は6時から22時まで、夜間は22時から翌日の6時までである。

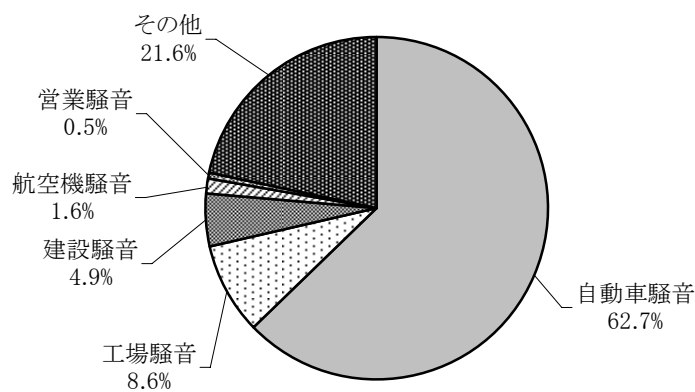


図 4-2-4 環境騒音の主な寄与音源

イ 道路交通騒音

調査対象区域における平成19年度及び平成20年度の道路交通騒音調査結果は、表4-2-8に示すとおりである。これによると、昼間の等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）は66～68dB、夜間は63～66dBの範囲にある。

また、調査対象区域における平成19年度及び平成20年度の道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果は表4-2-9に、調査路線は図4-2-5に示すとおりである。これによると、昼夜間ともに環境基準を達成した割合は、63～99%の範囲にある。

出典)「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編（平成19年度・平成20年度）」
(名古屋市ホームページ)

表4-2-8 道路交通騒音調査結果

路線名	測定地点の住所	等価騒音レベル(L_{Aeq}) (dB)		交通量 (台)		大型車 混入率
		昼間	夜間	小型車	大型車	
国道19号	中区栄一丁目	66	63	603	81	12%
県道名古屋津島線	中区錦一丁目	68	66	401	24	6%
市道錦通線	中区錦二丁目	68	64	272	13	5%

注)1:昼間は6時から22時まで、夜間は22時から翌日の6時までである。

2:交通量は、昼間10分間における台数である。

表4-2-9 道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果

評価対象路線名	測定区間の住所		評価対象 住居等 (戸)	面的評価結果				
	始点	終点		達成戸数 (昼夜間)	達成戸数 (昼間)	達成戸数 (夜間)	非達成戸数 (昼夜間)	達成率 (昼夜間)
国道19号	中区 門前町	中区 栄二丁目	566	448	92	0	26	79%
	中区栄 二丁目	中区錦 二丁目	342	338	4	0	0	99%
	中区錦 二丁目	東区 東桜二丁目	1,022	988	31	0	3	97%
	中区栄 二丁目	中区錦 二丁目	32	20	1	0	11	63%
県道名古屋津島線	中区 錦二丁目	中村区 名駅一丁目	250	224	26	0	0	90%
県道名古屋長久手線	中村区 名駅南一丁目	中区 栄二丁目	153	131	22	0	0	86%
	中区 栄二丁目	中区 新栄二丁目	698	564	134	0	0	81%
市道矢場町線 (市道高速1号)	中村区 名駅南三丁目	中区 千代田五丁目	1,263	1,247	10	0	6	99%
市道錦通線	中村区 名駅一丁目	中区 錦三丁目	181	168	2	0	11	93%
市道本町線	中区 丸の内三丁目	中区 大須三丁目	906	885	19	0	2	98%

注)面的評価結果は以下のとおりである。

- ・達成戸数(昼夜間) : 昼夜間とも環境基準を達成した住居等の戸数
- ・達成戸数(昼間) : 昼間のみ環境基準を達成した住居等の戸数
- ・達成戸数(夜間) : 夜間のみ環境基準を達成した住居等の戸数
- ・非達成戸数(昼夜間) : 昼夜間とも環境基準非達成の住居等の戸数

④ 振 動

調査対象区域における平成 19 年度及び平成 20 年度の道路交通振動調査結果は、表 4-2-10 に示すとおりである。これによると、振動レベル (L_{10}) は 30～40dB の範囲にある。

出典)「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編 (平成 19 年度・平成 20 年度)」
(名古屋市ホームページ)

表 4-2-10 道路交通振動調査結果

路 線 名	測定地点の住所	振動レベル (L_{10}) (dB)	交 通 量 (台)		大型車 混入率
			小型車	大型車	
国道19号	中区栄一丁目	30	603	81	12%
県道名古屋津島線	中区錦一丁目	38	401	24	6%
市道錦通線	中区錦二丁目	40	272	13	5%

注)1:振動レベルは、昼間10分間における80%レンジの上端値である。

2:交通量は、昼間10分間における台数である。

⑤ 悪 臭

平成 22 年度の名古屋市における悪臭に関する苦情処理件数は 431 件あり、公害苦情処理件数総数 1,833 件の約 24%を占めている。また、中区では総数 83 件のうち 14 件(約 17%)が、悪臭に関する苦情処理件数である。

出典)「平成 23 年版 名古屋市環境白書」(名古屋市, 平成 23 年)

⑥ 温室効果ガス等

名古屋市における平成 20 年の部門別二酸化炭素排出量は、図 4-2-6 に示すとおりである。これによると、最も多いのは運輸の 30.8%、次いで業務の 25.3%、産業の 22.4%、家庭の 19.2%の順となっており、これら部門の合計で 97.7%を占めている。

また、調査対象区域には、平成 19 年 1 月から二酸化炭素を測定している測定局として科学館（中区）がある。このほか名古屋市内には、二酸化炭素の測定局として 1 局（農業センター（天白区））、フロンの測定局として 2 局（環境科学研究所（南区）及び愛知カンツリー倶楽部（名東区））ある。これらの測定局における測定結果は、図 4-2-7 及び図 4-2-8 に示すとおりである。これによると、二酸化炭素濃度は、農業センターでは増加傾向にある。フロンについては、平成 5 年度まで減少傾向にあり、平成 6 年度以降は横ばいである。なお、平成 16 年度以降、フロンの測定は実施されていない。

出典)「温室効果ガス排出量の調査結果」(名古屋市ホームページ)
「平成 22 年度 二酸化炭素濃度年報」(名古屋市ホームページ)
「平成 15 年度 大気環境調査報告書」(名古屋市, 平成 17 年)

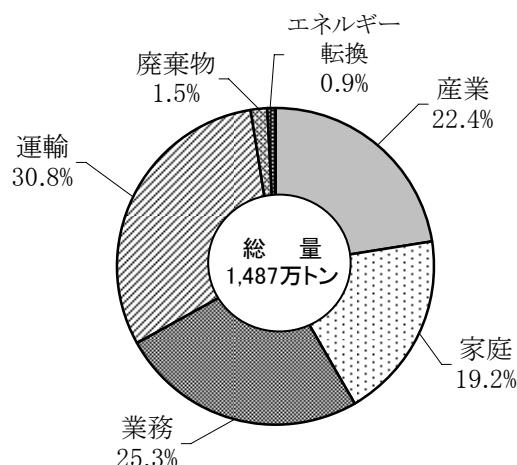
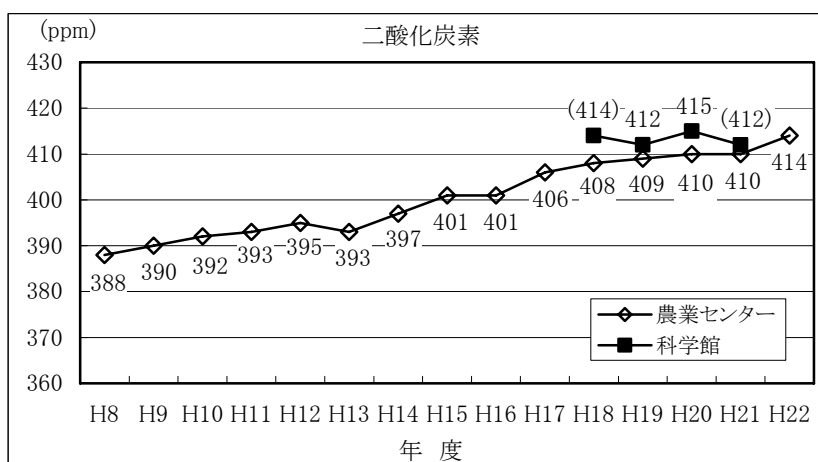


図 4-2-6 部門別二酸化炭素排出量



注) 科学館は、H18年度途中より測定を開始し、H21年度途中より測定を中断しているため、H18年度及びH21年度は（ ）とした。

図 4-2-7 二酸化炭素年平均値の推移

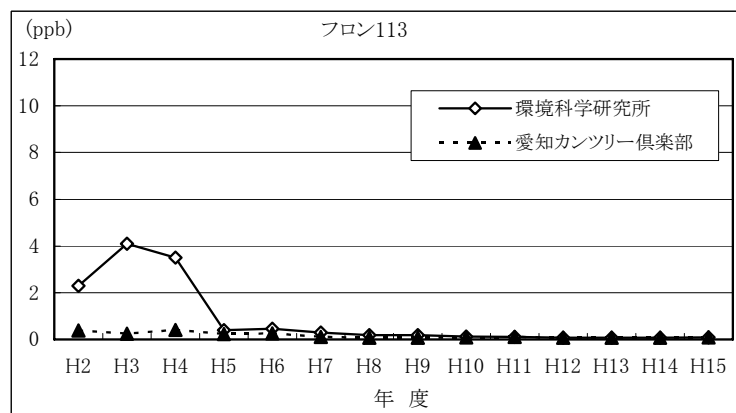
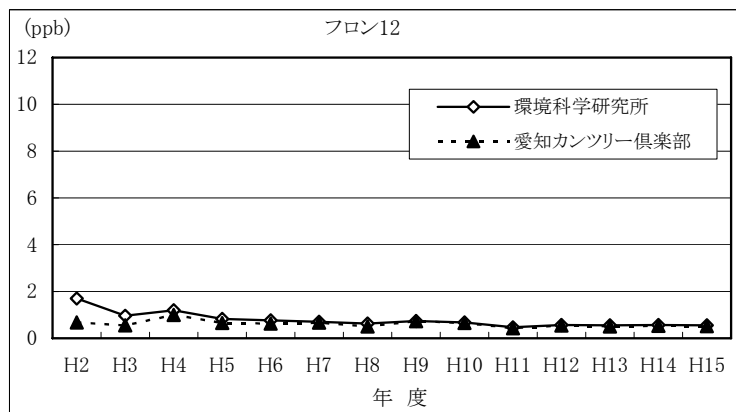
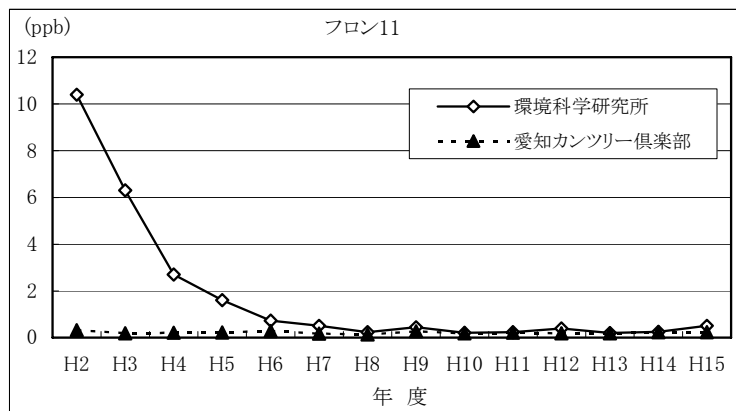


図 4-2-8 フロン年平均値の推移

(4) 動植物及び生態系の状況

① 動 物

調査対象区域は、商業、業務施設や住宅等が大半を占める市街地であり、人為的影響を強く受けた環境となっており、都市公園等において、スズメやアブラゼミなど一般的に確認される種が生息する程度である。

② 植 物

調査対象区域は、商業、業務施設や住宅等が大半を占める市街地であり、人為的影響を強く受けた環境となっているため、注目される植生は確認されていない。

出典)「第2-5回植生調査重ね合わせ植生」(環境省ホームページ)

③ 生態系

調査対象区域は、商業、業務施設や住宅等が大半を占める市街地であり、人為的影響を強く受けた環境となっているため、注目される生態系は確認されていない。

④ 緑 地

調査対象区域における緑地は、公園等に散在している程度である。

(5) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

① 景 観

調査対象区域は、市街化された地域であり、特筆すべき自然景観は存在しない。

事業予定地が位置する伏見駅周辺は、広小路通をはじめとして、新しい都市景観の整備が実施され、日土地名古屋ビルやNTT DATA 伏見ビル等の中高層ビルが建ち並んでいる。

② 人と自然との触れ合いの活動の場

調査対象区域は、市街化された区域であり、休憩等に利用される都市公園がある程度である。